

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 6月29日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード
1	1号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)後部水室排水弁において、シート部に漏えい(海水)が認められたため、当該弁を点検・修理。なお、当該排水弁下流に閉止板を取り付け、漏えい停止。	GIII
2	1号機	換気空調系タービン建屋給気エアフィルタ差圧指示計において、指示値のダウンスケール(目盛板下限値未満)が認められたため、当該計器を点検・修理。	GIII
3	1号機	開閉所所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)B(3A)において、地絡が認められたため、原因調査。	GIII
4	3号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電設備始動用空気供給弁(機関シリンダーNo.2, 8, 9, 12, 17)において、弁シート部からの空気の漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII
5	4号機	エリア放射線モニター系打点式記録計において、不具合(CH. 1-24打点部の金具が変形しインクリボンが絡まり、打点(記録)出来ない)が認められたため、当該記録計の金具を交換。	GIII